

色々な花を咲かせよう

# NEW FACE

URL:<http://www.mu-kansai.or.jp>  
E-mail:[sodan@mu-kansai.or.jp](mailto:sodan@mu-kansai.or.jp)

URL:<http://www.kansai-union.jp>  
E-mail:[sodan@kansai-union.jp](mailto:sodan@kansai-union.jp)

忘れていけないのは  
'不屈の精神力です！

2018.6.2  
vol.46



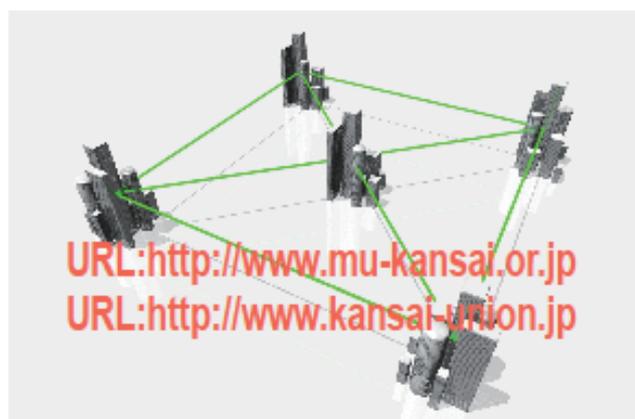
〒530-0044 大阪市北区東天満1丁目10番12号 エル・エスト不動産天満ビル4階 401号室

管理職ユニオン・関西 TEL(06)6881-0781

関西ユニオン TEL(06)6881-0110

共通FAX(06)6881-0782

労働問題のご相談はお近くのユニオンへ



次号

NEW  
**FACE** vol.47  
7月7日(土)発行

特集

## これからのユニオン運動を展望する 「関西ユニオン第15回定期大会報告」

### ■ UNION LIST

#### ■ 関西エリア

管理職ユニオン・関西 06-6881-0781

関西ユニオン 06-6881-0110

#### ■ 関東エリア

東京統一管理職ユニオン 03-5957-7757

ネットワークユニオン東京 03-5363-1091

NEW

# FACE

URL:<http://www.mu-kansai.or.jp> E-mail:[sodan@mu-kansai.or.jp](mailto:sodan@mu-kansai.or.jp)

URL:<http://www.kansai-union.jp> E-mail:[sodan@kansai-union.jp](mailto:sodan@kansai-union.jp)

(連番)FACE 254号 あばけん便161号

**～特集～ 「働き方改革・・・徹底批判」**

**安倍に追撃を、「働き方改革」関連法案を廃案に！**



## ～働き方改革法案の具体的内容～

---

#### ※労使委員会

「労使委員会とは、賃金、労働時間その他の当該事業場における労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に対し当該事項に関し意見を述べることを目的とする委員会である。同委員会の委員は、使用者および事業場の労働者を代表する者であり、委員の半数は、当該事業場の労働者の過半数を組織する労働組合、又はそのような組合がない場合には労働者の過半数を代表する者、によって人数を定めて指名されなければならない。

#### ※健康管理時間

対象労働者が事業場内にいた時間と事業場外において労働した時間を合計して算出する。ただし、対象労働者が事業場内にいた時間については、労使委員会が、厚生労働省令で定める労働時間以外の時間を除くことを決議したときには、その決議に係る時間を除いた時間とされる。


表 1 現行法における労働条件格差是正のタイプと規定

	短時間労働	有期雇用労働	派遣労働
不合理な相違の禁止	短時間労働者の待遇 (短時間労働法 8 条)	有期雇用労働者の労働 条件 (労契法 20 条)	(規定なし)
差別的取扱いの禁止	通常の労働者と同視す べき短時間労働者の賃 金その他の待遇 (短時 間労働法 9 条)	(規定なし)	(規定なし)
均衡を考慮した決定 (の努力・配慮義務)	上記以外の短時間労働 者の賃金決定法 (短時 間労働法 10 条 (努力 義務))	(規定なし)	派遣労働者の賃金、教 育訓練等 (派遣法 30 条の 3 (配慮義務))

表 2 法案要綱による労働条件格差是正のタイプと規定

	短時間・有期雇用労働	派遣労働	
1 不合理な相違の禁止	短時間・有期雇用労働 者の基本給、賞与その 他の待遇 (第七の四)	派遣労働者の基本給、 賞与その他の待遇 (第 五の二の 1)	要件を満たした労使協 定を締結した場合は、 左の 1 及び 2 を適用し ない (第五の二の 3)
2 差別的取扱いの禁止	通常の労働者と同視す べき短時間・有期雇用 労働者の基本給、賞与 その他の待遇 (第七の 五)	職務内容・配置変更同 一派遣労働者の基本給、 賞与その他の待遇。た だし、「不利なものとし てはならない。」(第 五の二の 2)	
均衡を考慮した決定の 努力義務	上記以外の短時間・有 期雇用労働者の賃金 (第七の六)	上記以外の派遣労働者の賃金の決定 (第五の三)	

※出典：野田進『働き方改革推進整備法』法律案要綱をめぐる論点－『実行計画』からの距離を測る』ジュリスト 1513 号 59 頁 (2017 年)

	べき短時間・有期雇用 労働者の基本給、賞与 その他の待遇 (第七の 五)	一派遣労働者の基本給、 賞与その他の待遇。た だし、「不利なものとし てはならない。」(第 五の二の 2)
均衡を考慮した決定の 努力義務	上記以外の短時間・有 期雇用労働者の賃金 (第七の六)	上記以外の派遣労働者の賃金の決定 (第五の三)

※出典：野田進『働き方改革推進整備法』法律案要綱をめぐる論点－『実行計画』からの距離を測る』ジュリスト 1513 号 59 頁 (2017 年)

残業時間の 上限規制	時間外労働 月100時間 6カ月の
有休取得の 義務化	有給休暇 者につい 業に義務
勤務間インター バル制度	終業と始 を確保す 制度の普
割増賃金率の 猶予措置廃止	残業時間 合にかが ついて、 いる猶予
産業医の機能 強化	従業員の 提供を企
同一労働 同一賃金	正社員と 合理的な差
高度プロフェッ ショナル制度の 創設	高収入（ 専門知識 本人の同 規制から ずに働け 夜・休日

○ゲオホールディングス 不当労働行為損害賠償請求訴訟 勝利和解！

○但馬屋食品不当労働行為（不利益取扱、支配介入） 完全勝利命令

○但馬屋食品不当労働行為（団交拒否） 完全勝利命令



### 第3 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件解決金として60万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成30年6月21日限り、三菱UFJ銀行天満支店の原告(関西ユニオン)名義の普通預金口座(口座番号1122470)に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

### 主 文

被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

管理職ユニオン・関西

執行委員長 北 村 庄 司 様

但馬屋食品株式会社

代表取締役 中 島 耕 作

当社の下記の行為は、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

記

- (1) 貴組合員平尾大輔氏について調査会社に調査させたこと（第1号該当）。
- (2) 当社のアドバイザーである谷口一夫が、平成28年7月29日及び同月30日、貴組合員土屋智人氏に対し、貴組合への加入を妨害するとともに、貴組合を誹謗中傷する発言をしたこと（第3号該当）。
- (3) 当社のアドバイザーである谷口一夫が、平成28年8月4日、貴組合員村上繁生氏に対し、貴組合からの脱退を勧奨するとともに、貴組合及び貴組合員を誹謗中傷する発言をしたこと（第3号該当）。

## 主 文

- 1 被申立人は、申立人が平成28年11月25日付け、同年12月1日付け、同月5日付け、同月6日付け、同月9日付け、同月16日付け、同月26日付け及び同29年1月16日付けで申し入れた団体交渉について、団体交渉開催場所に係る協議が整うまでの間、被申立人の朝来工場内又は朝来工場若しくは八鹿工場の周辺において、速やかに応じなければならない。
- 2 被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交するとともに、縦2メートル×横1メートル大の白色板に下記の文書と同文を明瞭に記載して、本社及び朝来工場の正面玄関付近の従業員の見やすい場所に2週間掲示しなければならない。

記

年 月 日

管理職ユニオン・関西

執行委員長 北村 庄司 様

但馬屋食品株式会社

代表取締役 中島 耕作

当社が、平成28年11月25日付け、同年12月1日付け、同月5日付け、同月6日付け、同月9日付け、同月16日付け、同月26日付け及び同29年1月16日付けで貴組合が申し入れた団体交渉に応じなかったことは、大阪府労働委員会において労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

写

命 令 書

大阪市北区東天満一丁目10番12号  
申立人 管理職ユニオン・関西  
代表者 執行委員長 北 村 庄 司

大阪市東住吉区湯里六丁目4番26号  
被申立人 学校法人城南学園  
代表者 理事長 中 尾 博

主 文

被申立人は、申立人に対し、平成28年6月24日に開催した団体交渉において書面回答することを合意した事項について、書面回答しなければならない。

**吹田郵便局前抗議活動にご協力ありがとうございました！**



**速報！ 労働契約法 20 条  
ハマキョーレックス・長澤運輸 最高裁判決**

# 報告 関西ユニオン 第15回定期大

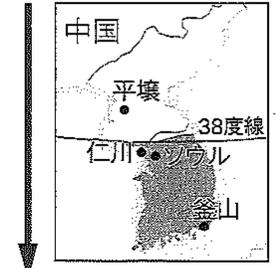


「知ってはいけない 隠された日本支配の構造」 ⑤

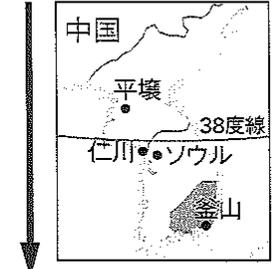
第8章 自衛隊は米軍の指揮のもとで戦う



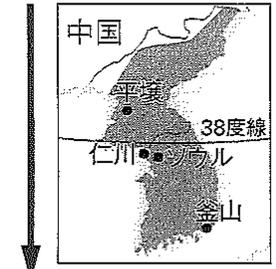
① 1950年6月25日



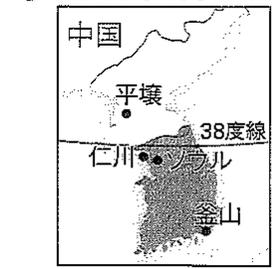
② 1950年8月5日



③ 1950年11月25日



④ 1951年4月22日



■は米軍(朝鮮国連軍)の支配地域

図 14 朝鮮戦争の推移

名著紹介 「小説 琉球処分」 大城立裕 講談社文庫 上下2冊




**もうマイルで悩まない！！（全方位マイレージ戦**



# メタボ解消！ 遊歩会 瀬戸内から源平合戦ゆかりの地

